

手 数 料 表

事業所の名称及び所在地： 株式会社 晃和 〒372-0054 群馬県伊勢崎市柳原町 15 番地
許可番号 10-コ-300419

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1000 円 手数料負担者は、求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 30% 手数料負担者は、求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 30% 手数料負担者は、求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 10,000 円 活動一日当たり 30,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後一年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は、求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 30% 手数料負担者は、求人者 とします。

※上記届出制手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

※原則上記のとおりですが、個別案件毎に交渉の上、金額を決めることもあります。

＜払戻金制度＞

雇入れ後 3 カ月以内に紹介人材が自己都合により退職した場合は、乙は甲に対し次の基準により紹介手数料の一部を返還するものとします。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 雇入れ後 1 ヶ月未満の場合 | 紹介手数料の 70% |
| (2) 雇入れ後 1 ヶ月を超え 2 ヶ月未満の場合 | 紹介手数料の 50% |
| (3) 雇入れ後 2 ヶ月を超え 3 ヶ月未満の場合 | 紹介手数料の 30% |
- 但し、甲の都合により退社した場合は、返還は無いものとする。